



庄内消費生活センターニュース

2026年7月号



18歳から大人!! 契約は慎重に!!

2025年度の18歳・19歳の全国の消費生活相談件数は、2021年度以降で最多!!

この年代の特徴として「美（び）」（脱毛エステ、医療（美容）サービスなど）や、「金（かね）」（稼ぎ方指南・副業など）に関する相談が多く寄せられています。

2025年度18歳・19歳の相談の傾向

順位	商品・役務	相談事例・内容
1位	商品一般 (架空請求など)	「身に覚えのない商品が届いた」、まったく根拠のない架空請求についてなど
2位	脱毛エステ	「体験で店舗に行ったところ、しつこく勧誘され契約してしまった」、「解約の電話やメールを送っても返事がない」など
3位	健康食品 (ダイエットサプリなど)	「お試し」や「初回だけで解約できる」と思いインターネットでダイエットサプリを注文したところ解約できないなど

4位:「医療（美容）サービス」 5位:「賃貸アパート」 6位:「稼ぎ方指南のサービスなど」
7位:「電気」 8位:「内職・副業」 9位:「修理サービス」 10位:「インターネットゲーム」

10代・20代、トラブル増加中！男性の脱毛エステ！

- SNS 広告を見て無料カウンセリングだけのつもりで来店したが、すぐに個室に案内され、断り切れずに約40万円のコースをローンを組んで契約してしまった。
- SNSで「ひげ脱毛 月額1000円」とうたう広告を見て来店したところ、約50万円のコースを勧められた。広告に掲載されていた安価な施術を希望していたのに高額な契約をしてしまった。



「お試し施術」「月額〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない！

- 気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見られます。金額やコース内容に不安がある場合は安易に契約せずきっぱりと断りましょう。



少しでも不安に思ったら、すぐに、
消費者ホットライン「188(いやや!)」番へ相談しましょう！

葬儀サービスの料金トラブル、増加中!!

近年、葬儀の形態も変わりつつあり、「家族葬」「一日葬」「直葬」など様々な葬儀のニーズが高まっています。葬儀費用が想定した金額を上回り、高額な料金になってしまったり納得できないという葬儀の料金やサービス内容に関する相談は、高齢化率の上昇とともに増加傾向にあります。

《トラブル防止のポイント》

- ①葬儀の実施日数や参列者の人数など、希望やイメージを考えて事前相談をしましょう。
- ②葬儀社との打合わせは、親族や第三者など複数人で行いましょう。
- ③見積書は必ず受領し、明細（契約に含まれる項目・含まれていない項目・追加サービスや料金など）をよく確認しましょう。



困った時は、消費者「ホットライン」188(いやや)」に相談しましょう!

消費生活サポーター情報

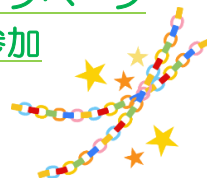
5月28日、県庁において、悪質商法などの消費者被害防止のため、消費生活センターと地域をつなぐパイプ役を担う消費生活サポーターを対象とした「消費生活サポーター委嘱状交付式・研修会」が行われました。



今年度は97個人・10団体が地域住民の見守りや啓発などの活動に取り組めます。



**ごみゼロ
やまがた県民運動
キャンペーン
へ参加**



5月29日、イオンモール三川店で「ごみゼロやまがた県民運動キャンペーン」に参加し、買い物に訪れたお客様に、エシカル消費につながるごみ削減を呼びかけました。

7月・8月の消費生活法律相談日

- 7月8日(水) 午後1時30分
- 8月5日(水) ~午後3時30分

弁護士が**無料**でアドバイスします。

相談時間はお一人様**30分**です。

事前予約が必要です。庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
(山形県庄内総合支庁内)

《相談受付》午前9時~午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン188番も

ご利用ください

ホームページはこちらから→

